

◎ 損害賠償調停について

令和2年7月2日、本市に対する損害賠償調停が、横須賀簡易裁判所に申し立てられ、同年7月21日に調停期日呼出状を受領しました。

原因となりました事故の概要及び申立の趣旨と請求内容について、次のとおり報告します。

1 事故の概要

平成31年3月1日（金）午後7時ごろ、市立中学校において、体育館の学校開放時間中に使用団体の男性（当時81歳）の方が、体育館1階の倉庫から学校の脚立を持ち出し、体育館2階回廊でその脚立に乗ったまま転倒しました。目撃者はなく、大きな音がしたことで使用団体の児童が気づき、職員室に知らせました。学校に残っていた学校職員が状況を確認し、救急車を要請して病院へ搬送しましたが、同3日（日）朝死亡しました。

なお、死亡した方は、当該学校の学校評議員及び校内巡視員をしていました。

2 申立の趣旨

事故発生時刻は、校内巡視員の活動終了後でしたが、申立人は、校内巡視員の活動中の事故であるとし、学校の管理者である横須賀市（教育委員会）を相手方として、調停を申し立てました。

3 調停の申立人

故人の親族

4 調停の相手方

横須賀市（送達先・横須賀市教育委員会）

5 申立人の請求内容

慰謝料、弁護士等費用